

自動車損害賠償責任共済約款変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第6条 [事故の発生]</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲] の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を書面で組合に通知しなければなりません。</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ <u>被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置</u> (以下「自動運行装置」といいます。)を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> | <p>第6条 [事故の発生]</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲] の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を書面で組合に通知しなければなりません。</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> |
| <p>第7条 [共済金の請求]</p> <p>(2) 組合は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況</u>等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> | <p>第7条 [共済金の請求]</p> <p>(2) 組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> |